岡山市土地改良事業借入事務交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　土地改良事業の分担金納入に係る借入事務及び当該借入れに係る岡山市土地改良事業交付金交付要綱（平成５年４月１日施行）の規定による土地改良事業交付金交付契約関係事務（以下「契約事務」という。）を当該事業の受益者から委嘱を受けて行う土地改良区に対し，土地改良事業の円滑な施行を促進するため，予算の範囲内において土地改良事業借入事務交付金（以下「借入事務交付金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号）の規定にかかわらず，この要綱に定めるところによる。

（交付対象事務及び交付金額）

第２条　借入事務交付金の交付対象となる事務は，本市の区域内に存する農用地を受益地として，岡山県又は本市が行う土地改良事業及び付帯事業（以下「交付対象事業」という。）に係る分担金納入のための借入事務及び契約事務とする。

２　借入事務交付金の交付額は，当該交付対象事業の分担金として，本市より当該事業の受益者に賦課され，かつ，当該受益者より土地改良区に対して事務の取扱いを委嘱された借入金の額により別表に定めるとおりの額とする。

３　市長は，交付対象事業に対する借入事務交付金交付の必要性の程度等を考慮して適当と認めるときは，借入事務交付金の額を調整し，又は交付しないことができる。

４　市長は，借入事務交付金を交付するに当たつて，市の行政目的達成のために必要な条件を定めることができる。

（使途基準）

第３条　借入事務交付金は，当該交付対象事業の分担金納入に係る借入事務及び契約事務のために必要な事務費であつて，土地改良，農用地再編開発，干拓，海岸及び災害復旧関係補助事業の事務費，工事雑費及び一般管理費の取扱いについて（昭和４８年７月２３日付４８構改Ｄ第６０９号（設）農林省構造改善局長通達）別表１に示す区分に従い支出しなければならない。

（交付申請）

第４条　借入事務交付金の交付を受けようとする土地改良区は，この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で，土地改良事業借入事務交付金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）

（２）　土地改良事業借入事務交付金交付対象事業分担金明細書

（３）　土地改良事業借入事務交付金使途明細書

（４）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，土地改良事業借入事務交付金交付決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

３　市長は，前項の審査の結果，不適当と認めるときは，速やかにその旨を申請者に

通知するものとする。

（申請の取下げ）

第４条の２　借入事務交付金の交付申請をした土地改良区が，前条第２項又は第５条第２項の規定による決定通知又は変更決定通知を受領した場合において，当該通知に係る借入事務交付金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは，通知を受けた日から２０日以内に文書をもつて取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあつたときは，当該申請に係る借入事務交付金の交付決定はなかつたものとみなす。

（事業の遂行命令）

第４条の３　市長は，土地改良区が提出する報告又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により，その土地改良区の借入事務事業が借入事務交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは，その土地改良区に対し，これらに従つて当該借入事務事業を遂行すべきことを命ずることができる。

２　前項の規定による命令は，土地改良区が当該命令に従つた措置を市長が指定する期日までに講じないときは，第８条の２第１項第３号の規定により当該借入事務交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにして行うものとする。

（変更承認申請）

第５条　第４条第２項又は本条第２項の規定による決定通知又は変更決定通知を受けた土地改良区が，当該土地改良事業借入事務事業の内容を変更（中止又は廃止を含む。以下この条において同じ。）しようとするときは，土地改良事業借入事務事業変更承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良区収支予算書（交付金に係る部分のみ）（変更のある場合のみ）

（２）　土地改良事業借入事務交付金交付対象事業分担金明細書（変更のある場合のみ）

（３）　土地改良事業借入事務交付金使途明細書（変更のある場合のみ）

（４）　土地改良事業借入事務交付金交付決定通知書又は土地改良事業借入事務交付金変更決定通知書

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による申請書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，土地改良事業借入事務交付金変更決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。ただし，借入事務交付金の額に変動のない場合には，土地改良事業借入事務事業変更承認決定通知書（様式第５号）により，申請者に通知するものとする。

３　市長は，前項の審査の結果，不適当と認めるときは，速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第６条　市長は，第４条第２項又は前条第２項の規定による決定通知又は変更決定通知をするときは，次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（１）　土地改良事業借入事務事業の内容，経費の配分又は執行計画等の変更をするときは，市長の承認を受けること。

（２）　土地改良事業借入事務事業を中止又は廃止するときは，市長の承認を受けること。

（３）　土地改良事業借入事務事業が予定の期間内に完了しないとき，又は遂行が困難となつたときは，速やかに市長に報告して，その指示を受けること。

２　市長は，借入事務交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは，前項に定める条件のほか，必要な条件を付し，又は指示をすることができる。

（交付時期）

第７条　借入事務交付金は，当該交付対象事業の分担金が当該事業の受益者から市に納入された後において交付するものとする。ただし，市長が借入事務交付金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは，当該交付対象事業の分担金納入前に借入事務交付金の全部又は一部を交付することができる。

２　前項の規定による借入事務交付金の交付を受けようとする土地改良区は，土地改良事業借入事務交付金交付請求書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良事業借入事務交付金交付決定通知書又は土地改良事業借入事務交付金変更決定通知書

（２）　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第８条　借入事務交付金の交付を受けた土地改良区は，当該借入事務交付金交付年度の翌年度の９月３０日までに土地改良事業借入事務事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

（１）　土地改良区収支決算書（交付金に係る部分のみ）

（２）　監査報告書

（３）　土地改良事業借入事務交付金交付対象事業分担金明細書

（４）　土地改良事業借入事務交付金使途明細書

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による実績報告書を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，借入事務交付金の額を確定し，土地改良事業借入事務交付金確定通知書（様式第８号）により，報告者に通知するものとする。

３　市長は，前項の審査の結果，借入事務事業の成果が借入事務交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは，当該借入事務事業について，これに適合させるための措置をとるべきことを当該土地改良区に対して命ずることができる。

４　第１項の規定は，前項の規定による命令に従つて行う借入事務事業の実績報告に

ついて準用する。

（交付決定の取消し）

第８条の２　市長は，土地改良区が次の各号のいずれかに該当するときは，借入事務交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により借入事務交付金の交付を受けたとき。

（２）　借入事務交付金を他の用途に使用したとき。

（３）　前各号のほか借入事務事業に関して借入事務交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき，又は市長の指示・命令に従わなかつたとき。

２　前項の規定は，借入事務事業について交付すべき借入事務交付金の額の確定があつた後についても適用する。

３　市長は，第１項の規定による取消しをした場合，土地改良事業借入事務交付金交付取消決定通知書（様式第９号）により，当該土地改良区に通知するものとする。

（交付金の返還）

第８条の３　市長は，借入事務交付金の交付決定を取り消した場合において，借入事務事業の当該取消しに係る部分に関し，既に借入事務交付金が交付されているときは，土地改良区に対し土地改良事業借入事務交付金返還命令書（様式第１０号）により，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は，土地改良区に交付すべき借入事務交付金の額を確定した場合において，既にその額を超える借入事務交付金が交付されているときは，前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（加算金等）

第８条の４　土地改良区は，第８条の２第１項各号に定める事由による取消しを受けた場合において，前条第１項及び第２項の規定による借入事務交付金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る借入事務交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該返還を命ぜられた借入事務交付金の額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　土地改良区は，借入事務交付金の返還を命ぜられ，これを納付期日までに納付しなかつたときは，納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の債務との相殺）

第８条の５　市長は，土地改良区が借入事務交付金の返還を命ぜられ，当該借入事務交付金，加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において，その者に対して，市の支払うべき私法上の債務があるときは，当該債務と未納付額とを相殺することができる。

（帳簿等の保存年限）

第９条　借入事務交付金の交付を受けた土地改良区は，当該借入事務交付金交付に係

る帳簿及び証拠書類を，当該借入事務事業の完了の翌年度から起算して５年を経過するまでの間保存しなければならない。

２　借入事務交付金の交付を申請した土地改良区は，借入事務事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この要綱は，平成６年９月３０日から施行する。

附則

この要綱は，平成１４年２月１４日から施行する。

附則

この要綱は，平成１６年８月２５日から施行する。

附則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

別表

交付対象事業分担金委嘱取扱金額	借入事務交付金交付額
１００万円以下	３０，０００円
１００万円を超え５００万円以下	７０，０００円
５００万円を超え１千万円以下	１００，０００円
１千万円を超え５千万円以下	１２０，０００円
５千万円を超え１億円以下	２００，０００円
１億円を超え５億円以下	３００，０００円